

資料 10-2

平成〇〇年度埼玉県立川の博物館の管理に関する協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、平成〇〇年〇月〇日付けで締結した「埼玉県立川の博物館の管理に関する基本協定書」第42条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、平成〇〇年度における川の博物館の指定管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 平成〇〇年度の委託料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

2 委託料の支払は、甲、乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

（委託料の額の変更）

第4条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

（事業計画等）

第5条 乙は、別紙に定める事業計画等に基づき、平成〇〇年度における指定管理業務を行わなければならない。

2 乙は、甲の承認を得なければ、前項に規定する事業計画等を変更することができない。

（協定の改定）

第6条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙